

第6章 自由記述分析から見てきたこと（質的分析）

第1節 調査の内容と結果

本章は、アンケートの最後に付加した自由記述を分析した結果を報告する。問 12 として設定された文言は次の通りである。

『暴力やセクハラなど、スポーツの場におけるハラスメントについてあなたが体験したり見聞きしたこと、こうした問題に対するあなたのご意見、またはこのようなアンケート調査を行うことに対するご意見などについて、ご自由にお書きください。』

* なお、設問ではこのように、“セクシュアル・ハラスメント”ではなく、既に人口に膾炙していると思われた“セクハラ”という語を使ったので、本章ではこの語で統一して記した。

この質問に対する回答数は表 1-1（指導者）と表 1-2（選手）に示す通りであった。

表 1-1. 自由回答の有無（指導者）

自由回答あり	683	48.6%
自由回答なし	723	51.4%
計	1,406	100.0%

表 1-2. 自由回答の有無（選手）

自由回答あり	134	32.1%
自由回答なし	284	67.9%
計	418	100.0%

表 2. 自由回答と性別のクロス（指導者）

	自由回答		計
	あり	なし	
女性	119 42.0%	164 58.0%	283 100.0%
男性	531 51.0%	511 49.0%	1,042 100.0%
無記入	33 40.7%	48 59.3%	81 100.0%
計	683 48.6%	723 51.4%	1,406 100.0%

$$\chi^2 = 9.187^*$$

表 3. 自由回答と職業のクロス（指導者）

	自由回答		計
	あり	なし	
会社員	145 44.9%	178 55.1%	323 100.0%
公務員	101 42.3%	138 57.7%	239 100.0%
自営業	68 58.6%	48 41.4%	116 100.0%
専門職	28 53.8%	24 46.2%	52 100.0%
教職	139 56.0%	109 44.0%	248 100.0%
学生	3 60.0%	2 40.0%	5 100.0%
無職	124 49.0%	129 51.0%	253 100.0%
その他	68 46.3%	79 53.7%	147 100.0%
無記入	7 35.0%	13 65.0%	20 100.0%
計	683 48.7%	720 51.3%	1,403 100.0%

$$\chi^2 = 18.444^*$$

表 4. 自由回答と競技レベルのクロス（指導者）

	自由回答		計
	あり	なし	
国際	77 52.7%	69 47.3%	146 100.0%
全国	282 50.8%	273 49.2%	555 100.0%
地方	90 55.6%	72 44.4%	162 100.0%
都道府県	98 45.6%	117 54.4%	215 100.0%
市区町村	70 48.6%	74 51.4%	144 100.0%
不出場	18 37.5%	30 62.5%	48 100.0%
その他	28 39.4%	43 60.6%	71 100.0%
無記入	20 30.8%	45 69.2%	65 100.0%
計	683 48.6%	723 51.4%	1,406 100.0%

$$\chi^2 = 19.036^{**}$$

指導者において自由記述欄に回答した人の割合は約半数を占めるが、選手では3分の1にとどまった。表2～表4には、自由記述欄への回答の有無と、性別、年齢層、職業、婚姻状況、居住形態、現在の競技レベル（指導者の場合は指導する選手の競技レベル）、資格の有無（指導者のみ）の各変数のクロス集計ならびに χ^2 検定を指導者と選手それぞれで行った結果、人数の分布に有意な偏りが認められた分析結果のみを示した。性別では男性（表2）、職業では自営業や教職（表3）、指導をする選手の競技レベルでは地方レベル（表4）に該当する指導者は、自由記述欄に回答する傾向が強く表れている。他方、選手においては自由記述の有無と諸属性との間に有意な関わりは認められなかった。

表5. 自由回答に記入した人の基本的諸属性

	指導者 n=683	選手 n=134		指導者 n=683	選手 n=134
性別			婚姻		
女性	17.4	40.3	既婚	87.3	17.2
男性	77.7	57.5	未婚	10.4	81.3
無回答	4.8	2.2	その他	0.9	0.0
年齢			無回答	1.5	1.5
10歳代	0.0	36.6	居住形態		
20歳代	4.7	45.5	独り暮らし	5.0	26.9
30歳代	13.5	9.7	家族・親族と一緒に	91.7	59.0
40歳代	23.7	5.2	家族以外と一緒に	0.9	9.7
50歳代	27.7	2.2	その他	1.8	3.7
60歳代	21.1	0.7	無回答	0.7	0.7
70歳以上	9.2	0.0	現在の競技レベル		
無回答	0.1	0.0	国際	11.3	18.7
職業			全国	41.3	67.2
会社員	21.2	29.9	地方	13.2	9.0
公務員	14.8	9.0	都道府県	14.3	4.5
自営業	10.0	3.0	市区町村	10.2	0.7
専門職	4.1	0.7	不出場	2.6	0.0
教職	20.4	5.2	その他	4.1	0.0
学生	0.4	48.5	無回答	2.9	0.0
無職	18.2	1.5	資格の有無		
その他	10.0	1.5	持っている	87.3	
無回答	1.0	0.7	持っていない	11.7	
			無回答	1.0	

※数値は各カテゴリーの縦のパーセント

表5には、指導者と選手のうち自由記述欄に回答した人たちの基本的属性を示した。本章で分析対象とする指導者は、今回の調査の全対象と比べた場合、以上のような特徴を持つ人々である。

第2節 分析の方法

(1) 分類

まず指導者からの回答 683 部と選手からの回答 134 部の計 817 部の文章群全体から何が読みとれるかを探った。次に、回答を暴力・セクハラ・アンケートに分類して、各々の項目に対する体験や意見を考察することとした。というのは、設問を読んだ回答者は、スポーツの場における「暴力やセクハラ」についての体験や意見、およびこの「アンケート調査に対する意見」が求められていると理解したと思われ、回答には、両者を一括して「スポーツの場におけるハラスメント」と捉えて意見を記述したものもあったものの、暴力とセクハラの片方のみに関して記述しているもの、その両者に関して別個に記述しているものの方が多かったからである。

以下に、暴力、セクハラ、アンケートに関する記述の件数を示す。

暴力に関する記述のあったものは、指導者が 209 部 (30.6%)、選手が 59 部 (44.0%) あり、このうち伝聞を含め何らかの体験に関する記述が書かれていたものは、指導者が 93 部 (13.6%)、選手が 9 部 (6.7%) で、残りは意見だった。

セクハラに関する記述のあったものは、指導者が 243 部 (35.6%)、選手が 66 部 (49.3%) あり、このうち伝聞を含め何らかの体験に関する記述が書かれていたものは、指導者が 93 部 (13.6%)、選手が 13 部 (9.7%) で、残りは意見だった。なお両者を一括した記述で、どちらに関する意見か判別しがたいものが、指導者には 92 部 (13.5%)、選手には 18 部 (13.4%) あった。

また、このアンケートに関する意見を記述したものは、指導者が 167 部 (24.5%)、選手が 23 部 (17.2%) あった。

こうした分類に加えて、暴力、セクハラ、アンケートのそれぞれに対して否定的な意見か肯定的な意見かを判定し、その数を比較するとともに、否定ないし肯定の理由などを探ることにした。「暴力やセクハラ」という言葉だったので、そのまま肯定する記述はほとんどなかった。だが、「暴力やセクハラはいけないが」と断りながら、「ときには手をあげるのも必要だと思います」や、「セクハラに関しても、信頼感が強ければセクハラにならないこともあると思います。」、「行き過ぎてはいけないと思うが、今のままでは何もすることができなくなってしまうかもしれない。」、「多少は仕方ないことだと思う」のようにある程度は容認されるという回答は肯定的に分類した。

暴力に関しては、指導者では、体験を記述した 93 部のうち 74 部 (80.0%) が否定的で、肯定的なものは 19 部に留まったが、意見を記述した 116 部では逆に、60 部 (51.7%) が肯定的で、否定的なもの 49 部を少し上回り、どちらも分類できないものが 7 部あった。選手では、体験を記述した 9 部のうち 8 部 (88.9%) が否定的で、肯定的なものは 1 部だけだったが、意見を記述した 45 部のうち 24 部 (53.3%) が肯定的で、否定的なものは 18 部に留まり、どちらも分類できないものが 12 部あった。

セクハラに関しては、指導者では、体験を記述した 78 部のうち 44 部 (56.4%) が否定的で、肯定的なものは 4 部しかなかったが、どちらも分類できないものが 30 部あり、意見を記述した 165 部でも、88 部 (53.3%) が否定的であり、肯定的なものはその半数以下の 38 部に留まり、どちらも分類できないものが 39 部あった。選手では、体験を記述した 13 部のうち 9 部 (69.2%) が否定的で、どちらも分類できないものが 4 部あり、意見を記述した 53 部のうち 34 部 (64.2%) が否定的で、肯定的なものは 12 部、どちらも分類できないものが 7 部あった。

アンケートに関しては、指導者では、167 部のうち 79 部 (47.3%) が肯定的もしくは好意的であり、否定的もしくは意味がないとするものなどが 84 部あり、どちらも分類できないものが 4 部あった。選手では、23 部のうち 20 部 (87.0%) が肯定的もしくは好意的で、否定的なものは 3 部だった。

以上の分類の他に、くりかえし現れる意見として幾つかの分類も行った。「指導をしている上で適切であるかないかの判断は関わった者にしかわからない部分と指導者と選手との信頼関係がどれだけのものかで変わってくると思います。」(指導者・女性・50・地方)に見られるように、指導者と選手の

間の「信頼関係」があれば、暴力やセクハラにはならないだろうとする意見が多く、こうした信頼関係（ときに「絆」とか「十分なコミュニケーションが取れていれば」と表現されたりする）に言及している記述は、指導者に82部、選手に11部あった。また、指導者のモラル、人格の問題だとする意見も数多く、指導者が69部、選手が7部あった。さらに、こうした問題への対処の仕方とか対抗策に関する言及もあり、指導者が129部、選手が4部あった。これらに比べると数は少ないが、こうしたことが問題になるのは「時代や社会の変化」だとする意見も散見され、近年の親のあり方に対する意見を含めると、指導者に49部あった。

(2) 分析

記述内容は、当然ながら、1、2行の簡単なものから、余白一杯に小さな字で丁寧に記述されたものまで、多種多様であった。同じ分類群にカウントしながらも、その内容には微妙な差があり、数値化することの限界も認めざるをえなかった。なお、前回の大学生を対象とした調査に比べて記述量が格段に多く、問題意識の持ち方の差を感じさせられた。

アンケートに関する否定的な意見の中には、「アンケートで正直に答えるのか疑問です。」(指導者・男性・40・都道府県)、「実際やっている人は、本当の事を書かない！」(指導者・男性・40・全国)のように、こうしたアンケートの限界を指摘する言葉もあった。また、回答数は全体の半数をわずかに下回るものの、自由記述欄にわざわざ文章を綴った方々は、こうした事柄について何らかの問題を感じている人々であろうと推察され、上記で示した数字がそのまま指導者や選手の実態を表しているわけではない。逆に言えば、半数以上の回答者は未記入のまま提出したという事実がある。それゆえ、分析や考察に際しては、そうした限界や偏りを念頭において進めるよう心がけた。

しかし、「指導者と指導を受ける者との上下関係や力関係に関するこのようなハラスメントは、表面になかなか表われる事が少なく、苦しんでいる方がいると思いますので、とても良い事だと思います。間違った指導をされている方もいるかと思いますが、そのような指導者を改めさせるためにも良い方法だと思います。」(指導者・女性・40・市区町村)のように、現状を改善していきたいという真摯な声や、こうしたアンケートがその有効な方策の一つになるという意見も散見された。

従って、アンケート調査の限界を自覚しながらも、回答を分類して数量比較する作業を進め、大量のデータを、幾つかの分類のもとに繰り返し読むことによって、そこから何が見えてくるかを探ることに努めることになった。

第3節 暴力についての体験や意見から読みとれる諸特徴

スポーツ指導場面の暴力行為に関する指導者と選手の意見を読んでいくと、セクハラの場合とは異なった傾向に気がつく。セクハラに関する記述の場合は、既にふれたように、スポーツ指導においてそうした行為を行うことについて否定的な立場からの記述が大半を占めることになる。セクハラを肯定する意見は少数派であり、そうした場合であっても、スポーツ指導におけるマッサージやテーピングなど、通常は許容されている行為がセクハラに該当するかの判断に戸惑いを伴いながらの肯定的意見である場合が多い。

ところが「暴力」についての意見では、条件付きであれ何であれ、スポーツの場では許される、あるいは必要なのではないかという肯定的意見が多く、その割合は否定的意見と拮抗する。まずはこうした点を、スポーツ指導における暴力に関する自由記述における大きな特徴としてあげることができる。

以下に、暴力についての自由記述内容について具体的に見ていくことにする。まずスポーツ指導において受けたことがある、行ったことがある、または見たことがある暴力行為としてどのようなものがあるのかについて確認し、そうした行為が行われた理由についての記述がある場合はそれについても言及する。次に、暴力についての意見として否定的内容の記述について取り上げ、なぜ否定的な立場に立つのか、その理由についてまとめる。さらには肯定的意見に着目し、どのような場合に、どの程度であれば許容するのか、そしてそうした主張の背景にある論理について検討する。

なお、事例として取り上げた自由記述の最後には「指導者／選手」「性別」「年齢層」「競技レベル（指導者の場合は指導する選手の競技レベル）」の順で、記述した人物の諸属性を示した。また、引用は、明らかに誤字・脱字と判断できる場合以外は、原文に忠実に書き写したが、長文の回答も多かったので、回答の一部を抜き出した形をとらざるをえなかったことをお断りしておきたい。

(1) 暴力に関する“体験”から読みとれる諸特徴

スポーツ指導における暴力体験は、「見たり聞いたりした」「自分が受けた」「自ら行った」という3つの側面に分類することができる。以下に、それぞれの側面についての具体的な記述をあげる。

<“見た・聞いた”体験>

- 事例 1 試合に勝つために罰として暴力を振るう。指導者の名声を上げるため、試合に負けたのちに暴力を振るうことをよく見る。(指導者・男性・60・全国)
- 事例 2 バレーボール競技で1セット相手にとられたら、コートサイドに選手をならべて平手打ちをしていた指導者(?)がいました。(指導者・男性・70・都道府県)
- 事例 3 少年野球のコーチが怒鳴り声を上げ、物を投げつけているシーンに出くわした。(中略) 少年サッカーのコーチが、ハーフタイムの間に前半の試合内容を不満とし、怒鳴り、足を蹴り、頭をたたきシーンに出くわした。(指導者・男性・40・市区町村)
- 事例 4 セレクション主体の大学は、試合中にミスすると、会場の裏で上級生に張り手されてましたね...(指導者・男性・30・都道府県)
- 事例 5 指導者が直接、人の身体に触れなくても、椅子を床に投げたりするのを見た。(指導者・無記入・50・都道府県)
- 事例 6 県を代表するような選手として選ばれた場合、強化という名のもとに行われる種々の暴力(平手打ちや無視、性格や運動能力に関する嘲笑や罵倒)は、眉をひそめられることが多かったと聞いている。(指導者・女性・60・都道府県)
- 事例 7 男性指導者が女性の腹部をふみつけたり、けったりしいてる場面を見た事があります。これは許せません。(選手・女性・20・全国)
- 事例 8 中学の部活や大会の試合においても、教員(部の顧問)による言葉の暴力といえる人格を

- 傷つける言葉を大勢の前で怒鳴るのを何回も見ている。(指導者・男性・50・市区町村)
- 事例9 少年野球では指導者が言葉の暴力が多いと思います。(中略) 例、指導者...お前ら早く帰れ、グラウンドへ来るな、へたくそやの～、何覚えて来たん、その他色々...。子供を酒のさかなにして酒盛りだらけ。(指導者・男性・50・全国)
- 事例10 スポ少や中・高の部活又は、試合で一つのミスをした選手(レギュラーでない子)に対し、だからお前はレギュラーになれないんだと、父兄の前で平気でいい放つ先生がいる。(指導者・男性・40・市区町村)

<“自分が受けた”体験>

- 事例11 男性指導者に指導していただいたとき、全員第一サーブが入らないと全員でランニング10周させられたり、シナイでおしりをたたかれた事がある。(指導者・女性・60・地方)
- 事例12 ある試合に引き分けたとき、「引き分けは負けと一緒に!!」と、一列に並ばされて全員太ももにビンタされたのが今でも忘れられません。(指導者・男性・30・都道府県)

<“自ら行った”体験>

- 事例13 きつく叱る時は平手でなぐることはある。勝負へのこだわりからぶざまな負け方をした時には走らせたりする。(指導者・男性・60・国際)
- 事例14 部員と顧問は、全国大会出場を目標に(中略)1分1秒も無駄に出来ない状況の中で、集中力を欠いたり、練習に身が入らない部員も時にはおりましたので「精神注入棒」でおしりをペンペン...。(指導者・男性・70・地方)
- 事例15 自分がかかわっている競技の場合、いい加減なことをされるとそのまま溺れて死人が出ないとも限らないので、手を出すときはあります。(指導者・男性・30・全国)
- 事例16 指導、鍛錬の場において素手又は竹刀等で叩くことがある。(指導者・男性・60・国際)

具体的暴力行為として典型的なのが「素手」あるいは「竹刀」や「棒」で、「顔」や「頭」「おしり」「太もも」を「叩く」、そして「足」を「蹴る」といった行為である。事例7の「男性指導者が女性の腹部をふみつけたり、けったりしいてる」事態は特異な例かもしれないが、ジョッキングですらある。こうした行為は、「会場の裏」(事例4)といった人目に付かないところで行われるだけではなく、練習中であつたり、試合中のコートサイド(事例2)で公然と行われることもあるようである。また、周りの人間に直接危害が加わるわけではないものの、「物を投げつけ」たり「椅子を床に投げつける」といった行為も報告されている。

以上のような暴力行為に類する行為として、指導者が大声を出したり暴言をはくということが数多く報告された。こうした暴言に関しては、発言の対象は小学生から高校生である場合が多いようである。またその発言内容は「お前ら早く帰れ」「グラウンドへ来るな」「へたくそやの～」「何覚えて来たん」「だからお前はレギュラーになれないんだ」など、相手を貶めた物言いであり、そうした言葉は保護者を含めた多くの人の前で公然と発せられている。

以上のような暴言も含めた暴力行為に見られる特徴として、次の二点を挙げておきたい。一点目は、

暴言に限らず叩くなどの暴力行為が、練習場や試合会場において公然と行われている、という点である。記述の中には、特に試合会場において「ケツバット」をして来賓からクレームを受け問題になってしまったといったケースも見られたが、自由記述を読む限りでは、むしろ試合会場においても暴力行為や暴言が当たり前のように行われている風景が一般的であると感じられるし、ましてや第三者の目が行き届かない練習場となれば、そうした行為がエスカレートすることは容易に想像できる。

公衆の面前でこうした行為を行ってもさしたる問題にならないということは、つまり、スポーツ指導においてはこうした行為を行ってもかまわないといった共通認識が、保護者をも含めた関係者の間に存在するということを意味している。このことを裏付ける記述がいくつか見られた。

事例 17 保護者からは（手を出しても）「構いません」と言われている。（指導者・男性・40・市区町村）

事例 18 見ている側（保護者父兄等）がどのように感じるか（多数の保護者父兄は賛意）。（指導者・男性・60・国際）

事例 17 と 18 からは、指導者の暴力行為を保護者が許容している様子が窺われる。他方、そうした現状についての指導者の葛藤を伝える記述も見られる。

事例 19 子供達がかawaiiそうだが、成績は上位なので、そういうこと（叩いたり物を投げる）を知っているのに、子供を通わせる親がいるので、批判することもできない。（指導者・女性・50・全国）

事例 20 現在、指導をしているチームでは、子供達と指導者の間で行きすぎた指導があると思います。（平手でたたかれる子供達がいいます）その行為をやめさせる立場に私はありません。（指導者・男性・30・市区町村）

事例 19 に見られるように、スポーツ指導において暴力行為を許容する一つの理由は、その指導者に指導を受けた選手やチームが良い成績を残しているということであるだろう。つまり「勝てば官軍」である。こうした「勝利」に重きを置くスポーツ環境においては指導者による暴力行為を許容する価値観や慣習ができあがっており、公衆の面前であっても暴力行為が当然のように行われる。それに違和感を感じる人であっても、そうした価値観や慣習に異を唱えることはできない。こうした状況が、自由記述から想定できる。

二点目としては、暴力行為を受けた体験のある人が、そうした体験を「当たり前」として捉え、あるいはむしろ肯定的に受け入れているという特徴がみられる。このことを示す事例を以下にあげる。

事例 21 私も学生時代、毎日のように殴られていたが、そのときは悔しくても指導者に暴力を受け

ていたという感情になったことは一度もない。(指導者・男性・40・都道府県)

事例 22 高校に入り、本格的に取り組む中、下級生のころ、私の至らなかつた事もあり、先生に殴られた事もありましたが、それが当たり前だと思っていました。が、やはり今思うと、皆の前で殴られるということは、とても嫌なことです。先生には絶対の信頼をおいていたので許されたと思います。(選手・男性・20・全国)

事例 23 選手時代に指導者から平手で叩かれたり、蹴られたりしたことがあります。それを暴力を受けたとは思っていません。精神的に弱い部分が練習中に出かけたときには、集中する方法のひとつと受け止めています。(指導者・男性・40・地方)

中学校や高校である種目に本格的に取り組む中、様々な暴力を受けると、もちろんその時には悔しかったり嫌な思いをしているが、そうした体験がスポーツを続けていく上で避けることのできない当たり前の指導だと思い込んでしまっている。さらに興味深いのは、自分の体験を「暴力を受けた」とは解釈せずに指導として捉え、様々な意味づけをすることによってその指導に意義を見出している点である。事例 23 は、指導者から受けた暴力の効果が精神面で現れたことを報告している。

最後に、今回の研究テーマからは少しそれるが、以上のような暴力行為が「保護者」によって行われているということも指摘しておきたい。子どもの応援に際して相手の選手やチームに対する保護者の野次や暴言がひどいものであったり、「審判のジャッジに対し保護者が椅子を投げた」といったことも報告されている。保護者の行為に関しては情報が限られているためにこうした事例をあげるに止まるが、スポーツ指導において暴力行為を許容する背景として、指導者との関係性において保護者の価値観などを検討する必要があると思われる。

(2) 暴力に関する“否定的意見”から読みとれる諸特徴

スポーツ指導における暴力について「絶対にあってはならない」「良くない」と述べた意見を取り上げ、そうした意見の根拠や理由についてまとめた。ただし、暴力を否定的に捉える根拠や意見について言及しているケースは多くなかった。そこからは「暴力を使わない指導が当たりまえ」であり、わざわざその理由を考え述べるまでもない、と捉えている様子が窺われる。

スポーツ指導における暴力を否定する意見の根拠や理由としては、次のようなものがある。

事例 24 殴ったり蹴ったりして、選手が強くなったり、上手になつたりするとは思えません(選手・男性・30・全国)

事例 25 暴力をしたからといって技術が伸びるわけではないと思う(選手・女性・20・国際)

これらの理由は、暴力を用いた指導によって技術的、精神的向上という効果を期待できない、というものである。しかし、こうした説明は、暴力によって精神力が高まった、あるいは技術が高まったといった暴力を肯定する側の主張の前では説得力を失ってしまう可能性がある。他方、次のような主張もある。

事例 26 暴力やセクハラは必ず連鎖反応を引き起こします。人格の否定にもなります（指導者・男性・70・全国）

事例 27 選手及び指導者が気持ちよくスポーツを行い、スポーツを楽しむためには、暴力や人格を否定するような言動は厳に慎むべき（指導者・男性・40・都道府県）

事例 28 スポーツ界全体の信頼をそこねることにもつながる問題だと思う（選手・男性・20・全国）

スポーツ指導に伴う暴力や暴言は、その対象となる選手の人格を否定することに繋がり、こうした状態が、社会におけるスポーツ界全体の信頼をそこね、スポーツそのものの否定にもつながる、という意見である。この背景には、労働環境も含めた社会全体におけるハラスメント排除の流れが存在すると思われ、その点に言及する次のような記述も見られた。

事例 29 私の会社でも、「コンプライアンス」が基本となり、業務上の法律遵守もですが、セクハラ、パワハラについても、法を守るよう規定しています。相談窓口を社内と社外に持っていて、特に「セクハラ」については、専門の相談窓口を置いています。（指導者・男性・50・国際）

自由記述の中には、なぜスポーツ指導において暴力行為が行われるのかについて否定側の立場から言及したコメントも見られた。

事例 30 自分も若いときにはその傾向があったと思う。それは自分に力量がないゆえの事だと思う。（指導者・男性・50・全国）

事例 31 自分の欲求不満の捌け口として、乱暴な指導になってるのではないかと（指導者・男性・60・地方）

事例 32 私は、原因の一つに、日本の文化でもあるクラブ活動自体に問題があるように感じています。日本の中学・高校には数多く私財を投じたり、休暇を取らずに子ども達にスポーツを指導している先生がいます。そして、私もまたその中の一人であります。公務員が指導者になった場合、選手と指導者の間には、指導料を発生させることができません。どれだけ優秀な指導者であってもそれは同じです。このような事態が、選手を私物化する考えに至っている原因の一つではないでしょうか。事実、水泳競技においてはスイミングクラブが社会体育として発展しておりますが、その中では、皆無とは言えませんが学校ほど暴力やセクハラは起こっていないように思います。指導料が発生しないから得られるすばらしい人間関係もあることは否めません。そして指導料がないからあらゆる生徒にスポーツ活動を提供できるといった利点もあるでしょう。しかし、指導者と選手の関係が近くなりすぎるために起こっている現在の問題があることは確かな事実であるように考えます。そして、

スポーツ界に経済の流れが滞っているのも、無料で指導している先生方の存在が関係しているようにも思います。現在の様々な日本のスポーツの在り方を正していかなければ、ここに取り上げられている倫理問題は解決しないように思われます。(指導者・男性・40・全国)

事例 30 は指導者としての力量のなさが暴力や暴言として現れる可能性を指摘している。他方、事例 32 は、私生活も省みず、多くのエネルギーをスポーツ指導に注いでいるものの、その見返りとしての経済的な報酬がない、そのような日本の指導者制度の問題点を浮き彫りにしている。つまり、暴力を否定する指導者たちは、そうした問題を社会的な制度の問題として捉える視点を持っていることがわかる。

(3) 暴力に関する“肯定的意見”から読みとれる諸特徴

スポーツ指導における暴力を肯定する意見について概観すると、そうした意見の多くは、二つの側面におけるダブルスタンダード(二重基準)によって成り立っていることがわかる。

(3)-1 ダブルスタンダードその1「暴力と捉えるか否か」

一つ目のダブルスタンダードは、行った行為を暴力と捉えるか否か、という点において見られる。まず、いくつか事例を挙げることにする。

事例 33 暴力と一言で言ってもいろんな暴力があると思います。(指導者・女性・60・全国)

事例 34 練習中に手をあげてしまうこともたびたびあるが、それは暴力ではないと思う。(指導者・男性・40・全国)

事例 35 何でもかんでも暴力としてとらえるのか。はげましの行為としてとらえるのか。ケースバイケースとして考えてはいけないのか？(指導者・男性・50・全国)

ここでは暴力はすなわち叩くといった物理的な暴力を意味していると思われるが、スポーツ活動中に指導者が選手に対して行うそうした暴力行為は、場合によっては暴力ではないと捉えている様子が窺われる。それではそのような暴力行為は一体何なのだろうか。

事例 36 愛情による多少の体罰？(相手を考えての)もありかと思う。(指導者・女性・50・全国)

事例 37 暴力については、“たたく”=愛情やしつけ等がある場合と感情にまかせて行ってしまう場合とでは、少し意味合いが違ふと思われます。(指導者・女性・40・全国)

事例 38 手を上げるということは、前後の状況によってゆるされることではないか。(指導者・男性・50・地方)

事例 39 体罰はいけないとは認識しているが、時と場合によっては、やらなければならないと思う。(指導者・男性・30・国際)

以上の記述から読みとれるように、それは励ましであったり、愛情表現であったり、あるいは「しつけ」として意味づけられている。そしてスポーツ指導においてそうした行為は、時と場合によっては許され、さらにはやらなければならないという強い信念を伴ったものにすらなっている。それでは、スポーツ指導においてそうした行為が許されたりやらなければならない場合の条件とは何なのだろうか。それは、既に出てきたように指導者が愛情をもっていたり、指導者と選手の間に信頼関係があったり、あるいは次の記述に見られるように、指導者の経験と知識が豊富な時なのである。そうした場合のみ暴力行為は許され、しつけのための愛のムチになったり、指導になったりする、と主張されている。

事例 40 経験が豊富で王道の知識があれば、(中略) 強い口調で言ったり、手をあげたり、ボールをぶつかけたりしても、それは暴力でなく指導に値すると思います。(指導者・男性・40・市区町村)

事例 41 昔で言えば指導、現在で言えば暴力の形になっているのでギャップに苦しむ。(指導者・不明・30・都道府県)

このように、一般的には暴力と解される行為がスポーツ指導においては愛情表現やしつけや指導に姿を変える。またそうした行為は昔は許されていたはずだが現在では暴力と捉えられてしまい、こうした時間の流れに伴う社会の意識の変化に戸惑いを感じている様子も窺われる。

以上のような、スポーツ指導場面では時と場合によっては暴力が許容されるという意識は、一般の社会的価値観とは異なっていると言えるだろう。このような差異を認識していることを示す記述も見られる。

事例 42 外から見れば暴力に見える事なのでしょう (指導者・男性・40・地方)

事例 43 それぞれのチーム内には、競技内容やそのレベルまた目標や選手層などをはじめとして様々な実情があるので、第三者が簡単に断言することはできないという気持ちです。(指導者・男性・30・全国)

事例 44 指導経過を考慮せず、ただの暴力事件として取り上げられるのは遺憾に思う。(指導者・男性・50・国際)

つまり、スポーツ環境には一般社会とは異なる事情があるのだから暴力と言ってくれるな、口を挟まないでくれ、という主張である。そしてその事情を端的に表す事柄が、二つ目のダブルスタンダードに関わっている。

(3)-2 ダブルスタンダードその2「勝利を追求するか否か」

スポーツ指導における暴力をめぐる第二のダブルスタンダードは、勝利の位置づけにかかわって表れてくる。つまり、勝つためには仕方がない、という論理である。しかしその勝利が選手や指導者個

人のものであればこの論理も通用しないことになる。したがって暴力を伴う指導が許されるのは、国のトップレベル、さらには国を代表して世界と戦うようなレベルを目指す場合とされる。

事例 45 暴力（はき物で頭をたたく）を見たが指導者が高校生に対して行われた。現代のように中学生できびしい練習をしていない選手が多い中では、より強いチームを作りたい指導者のごく自然な行為だと思います。中、高生で強い選手にする為には、相手の態度や質にもよると思うが、一流の選手に育てるには仕方がない事と思えます。日本のチームプレーの選手が世界の選手よりきびしさを感じさせないのは、生活が安定し不自由ない中で育てているせいと思えてなりません。やはりトップレベルで世界に出るには必要な行為に思えます。趣味にするスポーツであれば必要のない行為である。（指導者・男性・50・都道府県）

事例 46 全国レベルを重点にチームを強化するには、特に男子チームの指導においては多少の暴力を認めてもいいとも考える。（指導者・男性・70・全国）

これらの記述に見られるように、全国レベルや国際レベルで勝負をする一流の選手を育てるためには、暴力を伴う指導は「仕方がない」「許される」「ごく自然な」「必要な」行為として、むしろ積極的な捉えられ方をしていることがわかる。他方、事例 45 の最後の一文では、トップレベルには及ばないような趣味として行うスポーツ場面では暴力を伴う指導は必要ない、と明言されている。つまり、スポーツを行う競技レベルによって、一方では許される行為、必要な行為とされ、他方では必要ない行為として暴力は位置づけられているのである。

(4) 考察

本節では、スポーツ指導における暴力に焦点を絞って、それに関する自由記述の中から指導者及び選手がどのような経験や認識を持ち、そこにはどのような特徴があるのかについて検討してきた。ここではまず、全体像を振り返ってみたい。

最初にスポーツ指導場面における暴力行為について見たり聞いたり、あるいは自分が受けた体験についての記述から見えてきたことは、暴言をも含んだ暴力行為が公然と行われている、ということである。そうした行為が問題にならないのは、スポーツ指導においては暴力行為が許されるという認識が指導者や選手、保護者、場合によっては協会関係者に共有されているからだと思われる。それでは、そうした共通認識をささえる論理とはどういったものだったのだろうか。これについては、暴力を肯定する指導者や選手の主張の中に見ることができた。肯定側の主張には2つの側面におけるダブルスタンダードが見られた。一つ目は、時と場合によって暴力は愛情を伴うことによって指導になり、しつけになり、あるいは愛のムチとして許され、必要なものにすら姿を変える、というものである。もう一つは、国のトップレベルや国を代表する国際レベルに到達するためには仕方がない、必要だというダブルスタンダードである。しかし、これら2つのダブルスタンダードを許容すると、スポーツの世界では全面的に暴力を認めざるを得なくなる可能性がある。なぜなら、2つ目のダブルスタンダードによって暴力が許容される“勝利を追求するならば”という条件は、トップレベルの選手だけではなく、

高校生、スポーツ少年団など、さまざまな年齢層にも当てはまるし、“暴力は必要ない”とされる競技レベルがさほど高くない選手や競技者に対しては、今度は愛のムチ、しつけという名目で暴力行為が行われるからである。こうした論理によってスポーツ指導における暴力行為は許容され、関係者に共通認識として浸透している。

“勝利”が暴力を許容する要因になっていることは、2つめのダブルスタンダード、つまり世界で勝利を収めるためには許されるという肯定側の主張だけではなく、スポーツ指導における暴力に疑問を感じている人々の葛藤としても表れている。指導者がスポーツにおける勝利に過度に価値をおき、それに選手や保護者も賛同するとき、指導において暴力は生じやすくなり、同時に選手や保護者はそれを許容せざるを得ない。そうした価値観に疑問を感じる人は、しかし異議を唱えることができず、その場から去るしかないのである。そしてこうした状況は、競技レベルや選手の年齢には関係なく生じていると推測される。

さらには、暴力を伴うスポーツ指導を受けてある程度の成績を残した選手は、自分が受けてきた指導を肯定する傾向が見られた。そうした指導法や価値観を身につけた人物が後々、スポーツ指導者となり、暴力を伴う指導法がスポーツ指導における標準的な方法となる。

以上、スポーツ指導における関係者の共通認識と、それを支える暴力肯定派の人々の主張について検討してきた。他方、暴力を否定する人々の主張に問題点がないわけでもない。まずは既に指摘したように、暴力を行っても強くならない、上手くならない、という主張は、暴力体験者の「うまくなった」「上手になった」「集中できた」という意見（例えば事例23）の前では無力化してしまう。つまり、暴力の効果の有無について議論することは本質的とはいえないのである。肯定側の一つのダブルスタンダードに見られた「愛情があれば」「しつけのため」といった暴力を行う指導者側の理論に対抗するためには、暴力の行使が、暴力の対象となる選手の「人権」を侵害するという点を強く主張していく必要があるだろう。事例数こそ少なかったものの、この「人権」というキーワードに言及した記述がいくつか見られた。詳細については本章第5節の『最後に』に譲るが、スポーツの実践場面で活躍する指導者や選手たちに芽生え始めたこの「人権」という意識を大切に、スポーツの指導場面であたりまえの考え方として定着するよう、育てていかなければならないだろう。

最後に、スポーツ指導において暴力を許容するという共通認識は、勝利をめぐる価値観や、暴力を受けた選手が指導者になるといった悪循環によって再生産されている。この再生産を断ち切ることが、我々に与えられた大きな課題である。その課題を達成するためには、勝利だけではなく、例えば人間的成長に価値をおくスポーツモデルを示すことが必要であろうし、そうしたモデルや人権意識というものを指導者のみならず保護者にも提示し啓蒙していくことが必要だと思われる。

第4節 セクハラについての体験や意見から読みとれる諸特徴

(1) セクハラに関する“体験”から読みとれる諸特徴

セクハラに関しては“具体的な”体験についての記述はそう多くはなく、「全国大会で優勝させたことのある指導者が、生徒に対してセクハラをしていたので、その学校の校長にその事実を伝えたのです

が、もみ消されました。」(指導者・女性・30・全国)、「セクハラについては、その人の感じ方なので、何とも言えない。選手時代、コーチからいろいろな事を言われたが、別に気にはしていなかったし、自分が勝つために必要なものは受け入れ、そうでないものは捨てていた。」(指導者・男性・30・全国)のように、その内容に触れることなく記述しているものが多かった。さすがに「自ら行った」に分類できるものはなく、「一般選手との飲み会ではお酌をしてもらった事はある。」(指導者・男性・60・国際)、「私の場合、女子児童や初心者クラスの指導の際には、からだに触れフォームを指導する場合は適切である。」(指導者・男性・60・市町村)というような記述があるくらいだった。そのほとんどは「見たり聞いたりした」であり、「自分が受けた」という記述も暴力ほどには多くなかった。しかし「見たり聞いたりした」や「自分が受けた」には具体的な記述もあり、その代表的な例をあげる。

<“見た・聞いた”体験>

- 事例 47 子供を指導する年配の指導者(男性)は、女の子だけをひざに乗せたり、身体をさわります。全国レベルの選手を何人も育てている人ですが、ある程度子供も大きくなると身体をさわられるのが嫌になって、やめている人がいます。もったいないといつも思います。(指導者・女性・50・全国)
- 事例 48 私が指導する競技の高校生の全国大会で、ある有名高校の監督が、自分の指導する女子選手をひざの上に乗せて座っているのを見た時、これはセクハラではないかと思ったことがある(初めて見た)。20代の監督だったので余計に驚いた。(指導者・男性・40・全国)
- 事例 49 他競技のことで詳細は分かりませんが、マッサージと称して女性選手の体に触ることが続いていると聞いています。(指導者・男性・30・全国)
- 事例 50 選手と監督(指導者)という関係上、選手が反論、抵抗しづらいということを利用し、監督(指導者)が必要以上に選手に関わるという話は聞いたことがある。(指導者・女性・30・全国)
- 事例 51 ①女子マネにマッサージを教え、監督・コーチがマッサージを受ける。その上で、男子選手のマッサージを施するエスカレート行為と発展。②酒の席で女子選手を御せないようじや監督は勤まらない。一発やれば何でも言う通り、成績も上がると公言。①はチーム崩壊、②は訴えられるが逃げのびる。(指導者・男性・60・国際)
- 事例 52 10年程前教員を始めたころ、あるクラブの顧問の先生がやたら部員の体をさわり、あまりにもひどすぎて耐えられず、年配の先生にお願いして、やめてもらったことがあります。マッサージと言っても、女子部員を誰もいない部屋に連れていき、体をさわるような行為を繰り返していました。今ならとても大きな問題となっていると思いますが、その頃はあまり問題視されていなかったです。(指導者・女性・30・全国)
- 事例 53 昔、私の部活動の友人が、指導者にセクハラを受けました。部員の見えない所で、塗り薬をおしりに塗り、部活の後で私たちメンバーに泣きながら話してきました。そのセクハラが起きる前には、選手と恋愛関係にもなっていたので、許せませんでした。(選手・女性・20・国際)

<“自分が受けた”体験>

- 事例 54 大学生時代の話ですが、「メンタルトレーニング」と称して、「下着でランニングしてみたら」等々のことをコーチから言われてました。また、練習の指導という事で、食事によく女子部員が声をかけられていました。2人きりの方が個々の問題について考えていけるからという理由です。やはり、大学生という社会的地位もあまり高くない世代が被害にあっても、周りに言えない現状があるのではないのでしょうか。また、このようなアンケートをとって解決できるのかも、正直、疑問です。スポーツは「技術向上」「精神強化トレーニング」と言ってしまうと、ある程度は黙認されているからです。(選手・女性・20・全国)
- 事例 55 某高校も上半身裸で練習してたこともあります。私自身も際どいマッサージをされたり、結婚しよう等と言われた事があります(もう30年以上も前の話ですが……)。(指導者・女性・50・全国)
- 事例 56 二次会のカラオケでは行政の職員とデュエットしなければなりません。(肩を組んだりして)また先日、女性研修会でエアロビクスをやったところ、「レオタードじゃないんでがっかりした」とある地域の体指会長(もちろん男性です)が見学に来て交流会で発言していました。(指導者・女性・50・不出場)

こうした記述から窺えるのは、一部にはまだまだ無神経な指導者がいるという現実である。事例48のように、他の多くの人々の目にさらされている試合会場で「女子選手をひざの上に乗せて座っている」無神経さは、暴力体験において指摘した試合会場で“公然と”行われている暴力・暴言と同様である。しかし、これらはやや例外的で、典型的なのは事例49～52の記述にあるようなマッサージと称して身体に触るパターンだった。マッサージに関しては、「(競技上)指導上、体調管理等で、体の調子を聞く、またはマッサージ等しなければならない状況があり、その時点で性的意識等を考えて身体に触れる等のことを考えることはない。」(指導者・男性・50・全国)のような指摘がいくつもあって、スポーツにおけるマッサージの必要性を訴える声が多かった。しかしスポーツ指導者がマッサージを行うこと自体に問題があるのではないかという意識はあまりなく、まして選手にマッサージさせることへの問題意識は希薄だった。「トレーナーのマッサージは絶対1対1ではない」(指導者・男性・50・全国)、「マッサージなど行なう場合は、多くの選手がいる所で行なうことにしている。」(指導者・男性・50・国際)のような配慮をしているという記述もあり、そうした配慮のもとならともかく、マッサージにかこつけてセクハラ的な行為に及ぶ悪質な指導者がいる事実が数多く指摘されていた。

マッサージに並んで多かった<“見た・聞いた”体験>では、指導者と選手(中には選手の母親との関係の場合もあった)との恋愛関係・性的関係だったが、これは、例えば、「男性指導者が女性選手と恋愛関係になり、しかも複数の女性選手と関係が出来たと聞き、しかもこの男性指導者が組織の重要な地位にあるとのこと。」(指導者・男性・60・全国)などは問題だが、多くが伝聞であり、そういう噂を聞いたという記述で、具体的内容にまでは及んでいなかった。

こうした何らかの体験を記述した回答は、その半数以上に否定的意見が添えられており、肯定的な

ニュアンスが含まれるものに分類したのは4部だけだった。しかし、これらに関しても、体験を記述したあとに、例えば次のような意見が付記されていたからである。

事例 57 スポーツ指導者(全国レベル)が選手に手取り足取り指導している様子を見て「セクハラ」呼ばわりする周りの人のために指導することを止めてしまったことがありました。熱心な指導者であっただけに残念です。(指導者・男性・40・全国)

事例 58 女性、男性を意識する中では選手を強化することも、指導を受けることも困難であろう。「強くなる！上手になる！」のみである。(指導者・男性・60・全国)

前者の40代男性指導者は「私は10数年前からセクハラが社会問題化し『セクハラ』という言葉が新聞等で目にし、人の言葉で聞くようになってから過剰なほどに反応(対応)してきたように思う。それで何か言うと『セクハラ』と言われそうで職場では無口になってしまいました。それぐらいにしている丁度よいのだとも思っています(自分の身を守るためには)。」とも書かれていて、こうした意見は“どちらとも分類できないもの”の中にも見られ、セクハラという概念が一般化して、指導上触れる場合も問題なのだろうか心配したり戸惑ったりしている姿が窺われた。

事例 59 私の関連している競技では、ユニフォームが水着のため、特に気をつかいます。(指導者・男性・40・全国)

事例 60 「性的関心から接触するのは問題だが、純粹に指導の為に触った方が効果的な場合は、実際の場面においては戸惑うであろう。」(指導者・男性・30・市区町村)

このように体験についての記述にも、少し過剰反応かも知れないという見解も含めて、種々の意見が添えられていたのだが、そうした指導者165部、選手53部の意見からはどのような傾向が読み取れるかを次に探ってみる。

(2) セクハラに関する“肯定的意見”から読みとれる諸特徴

暴力については、その禁止によって厳しい指導ができなくなるのではないかと懸念もあって、意見の方では肯定的なものが半分以上であったのに対し、セクハラについては、肯定的なものは否定的なものの半分以下だった。もっとも、肯定的といっても、その多くが、「このような問題に神経質になりすぎるのも考えもの」(指導者・男性・50・国際)、「あまり敏感になりすぎると、セクハラばかりが気になって指導が困難になるのではないかと心配になります。」(指導者・男性・30・全国)のような記述で、セクハラそのものを容認しているわけではない。従って肯定的・否定的のどちらに分類するか迷うものが多かったのだが、セクハラについて騒ぎすぎるといえるものが結構あって、指導がしにくくなったと訴えるものが目立ち、これがセクハラに関するスポーツ指導者たちの現状を示す典型として、敢えて肯定的に分類した。そうした意見の代表は以下のようなものだった。

- 事例 61 今は昔と違って、何とも思っていないこと、何とも思っていない行動をとってもセクハラ行為としてとられてしまう。昔日、悪い事をしたら殴ったり、蹴ったりしても親も公認だった。今ではそうはいかない。(指導者・男性・40・その他)
- 事例 62 気に入らなければ、自分の思うようにならなければ、指導者の行動や言動をセクハラとして訴える女性は恐い存在です。(指導者・男性・60・全国)
- 事例 63 最近、女性の間ではなんでもかんでもセクハラだと言う人がいるようで大変むずかしい時代ですが、必要に応じてそれは「アリ」だと思います。大切な事は「指導者と生徒の信頼関係」であって「たたくことやさわること」をひとくりにハラスメントと決めつけてしまうのは大変危険なことだと強く感じています。(指導者・女性・40・全国)
- 事例 64 ハラスメントについては行うべきでない。ただ基準が明確でないものがあり、行うものの認識と受けた側の認識が異なることもあり、競技指導以上に気をつかわなくてはならないこともあって疲れる。(指導者・男性・50・地方)
- 事例 65 小生のような年寄りの指導者としては、もう女性選手の指導やアドバイス等は言動一つに細心の注意を払わなくてはならない上に、選手のご機嫌取りをする様な姿勢をとってまでの指導はしたくないので、現在は男性のみの指導をしています。(指導者・男性・60・国際)

こうした意見の多くは、時代や社会の変化に言及していて、“昔はそんなことを気にせず指導できたのに...”というニュアンスの言葉が入っていた。だが、このような意見も、“セクハラはもちろんいけない”という認識は押さえられていて、“だが、それを気にすると指導が萎縮してしまう”というものであって、これは暴力についての記述に見られたのと同様の傾向である。つまり、セクハラにおいても、ある種のダブルスタンダードが垣間見られ、セクハラはいけない、だが指導上触れることはセクハラではない、というものである。ただ、暴力が勝つためにはしかたがないという形を取りやすいのに対して、セクハラの場合はその論理に乗りがたい。せいぜいのところ、技術を向上させる指導のためにはそんなことを気にしてはならないという程度になる。それゆえに、暴力とは違って、その必要性を訴える意見は少なくなったのだと思われる。

しかし、時代や社会の変化への言及を数多く読むと、そこに問題の一つを感じざるをえない。すなわち、セクハラにならないような配慮は指導者として当然心がけなければならないことなのだという認識よりも、“いまは社会がそうになってきたからやむをえず...”というやや被害者意識的な認識が先行しているからである。まして、“昔はよかった”式の記述になると、セクハラという問題が提起している事柄が理解されていないと言わざるをえなくなる。

それでも、少なくとも自由記述に回答していただいた方々に関する限りは、セクハラという問題に対処する必要性は認識されていて、それゆえにこそ、指導に気を遣ったり戸惑ったりされている現状が窺い知れた。そうした戸惑いの中で、様々な対処が試みられていた。代表的なのは以下のような方法である。

- 事例 66 必要と感じた場合は、「ちょっと触りますよ」と声をかけてから触れるようにしています。
(指導者・男性・60・市区町村)
- 事例 67 とにかく女性にしる男性にしる、1対1の密室などでは行わない(指導)。個別に呼んで話をする場合には教官室などで行う。(指導者・男性・30・地方)
- 事例 68 宿や大会遠征など、泊をとまなう活動に際しては、女性教員や選手の母親等に同行してもらおうなどの協力を得る配慮しています。(指導者・男性・40・地方)
- 事例 69 中学校部活で、外部コーチ(教職員以外)が、ハラスメント防止の意味あいからも、同性の指導のみに限定したと言う話を聞きました。(指導者・男性・40・市区町村)
- 事例 70 体協や高体連など、組織ごとに相談窓口を設けたらどうでしょうか。相談者の「報復」や「いやがらせ」を受けない方策が必要です。(指導者・男性・50・国際)

このような配慮や対処を行っている場ではセクハラが生じるとは考えにくい。無論、形式的な形を整えることで、訴えられるのを防ぐというニュアンスも感じられないでもない。だが、記述を読む限りでは、単に自衛的な意識よりも、こういう事柄にも配慮しなければならないのだという意識が共通して感じられた。

では、セクハラに関しては、上述のようにやや問題を残すとはいえ、スポーツ関係者にはほぼ共通に認識されているとしていいのだろうか。次に否定的意見に分類した記述からそのあたりを探ってみたい。

(3) セクハラに関する“否定的意見”から読みとれる諸特徴

否定的意見には、そうした楽観を許さない意見が散見された。以下にその幾つかを紹介する。

- 事例 71 現在のスポーツ界における選手に対するセクハラや暴力は、世間で考えられているより数多く起こっているように思います。(指導者・男性・40・全国)
- 事例 72 指導対象者が女性だとしたら、例えその様な意識が無くとも誤解を生む可能性はあります。十分に気をつけたいのと、想像するに企業などに比バススポーツ団体では対処が遅れていると感じます。(指導者・男性・50・市区町村)
- 事例 73 女性のスポーツ活動に対する男性の指導者からのセクハラ暴力は少なくともはなってきたものの、まだ存在していると思います。全国レベルのチームでも多くあるのではないのでしょうか？(指導者・男性・40・地方)
- 事例 74 30年前ごろは見聞きしたこともありますが、20年くらい前以降、表には現れなくなったように思います。逆に、表に出ないで、陰湿になっているのかもしれませんが。(指導者・男性・50・国際)

以前より少なくなっているのかどうか、また世間一般より多いのかどうか、などについては、そうしたことに言及している記述は少なく、回答者たちがどのように考えているかは判断しがたかった。

それでも、セクハラに対する問題意識は共有されつつあって、以前のように、そうした事柄に何ら配慮することなく指導が行われるという事態ではなくなっているさまは読みとれた。しかし、それによって、事例 74 が懸念しているように“陰湿化”することになったのでは危険であり、注意が必要だと思われる。

ただ、気になったのは、一部の指導者のモラルや資質・人格を問う記述であり、一部の心ない指導者たちによってスポーツ界が汚されているという意見がかなり多かったことである。それに類する記述は、指導者に 69 部、選手に 6 部あったが、代表的な例を以下にあげる。

事例 75 私が思うのに“理性”のコントロールができてない男・女がいただけのことだと思います。
(指導者・男性・50・全国)

事例 76 いくら各チームに文章を出して指導しても結局個人の人格だから変らない人は、変らないでしょうし、それを指導するのは無理ではないのでしょうか。(指導者・男性・40・不出場)

事例 77 人格を無視する様な行為がいろいろな問題をおこすのだと思います。指導者＝人格者とは限らず!! (指導者・女性・50・市区町村)

それゆえに、「スポーツ指導者に対するセクシュアル・ハラスメントに関する学習会がとても少ないと思う。」(指導者・男性・40・全国)、「今後、指導者養成のカリキュラムの中にもこのテーマを入れてもらいたいと思います。」(指導者・男性・50・全国)のように、指導者のモラルを高める方策を要望する声が一方向にあり、他方で、そういう指導者がいることに慨嘆し憤る声が見られた。

事例 78 男(女)性指導者がこのようなアンケート調査に解答しなければならない指導者であっては、残念でどうしようもないと思う。指導者も選手もお互いに信頼し合う、又個々の生活を尊敬し良い絆がほしいものだ。(中略) いずれにしろこのような調査をしなければならないことに「心」が指導者として激怒を感じる。情けない。(指導者・男性・70・地方)

事例 79 スポーツ関係に限らなくても、人間として失格であり、競技歴や指導実績がいかにも優れていても、即除外すべきと考える。一部の競技団体が甘い判断で対処すると、スポーツ界全体が厳しく社会の指摘を受ける。(指導者・男性・60・全国)

事例 80 常習犯的なニオイさえする。(もしかして病気?) セクシャルハラスメントにあっても言い出せない学生がまだまだいる(全国でという意味)のではないかと心配する。(指導者・男性・50・その他)

事例 81 私はスポーツの場でそういった行為をすることはとてもいけないことだと思います。そういう行為は、スポーツを真剣にしている人に対しての侮辱だと思うので、やめてほしいです。(選手・男性・10・全国)

事例 82 このようなアンケートを行うということは、実際にこのような問題が周りで起こっている

ということで、それを考えると、スポーツマンとして嫌な気持ちになる。(選手・女性・10・全国)

事例 78 や事例 81、82 には“神聖であるべきスポーツの世界にそのような人がいるのは許せない”というニュアンスがあり、事例 79、80 では、“そういう人がスポーツの世界にも紛れ込んでいるにすぎない”というニュアンスがある。何か世間の汚れた部分がスポーツ界に持ち込まれたようで不快だとか迷惑だとかの感じが漂っていて、それが「激怒」とか「情けない」とかの言葉になるのだろう。アンケートに対する意見の中にも、「こんなアホなアンケート作るひまあったら、子供達に常識を教える事に時間を使ってはいかが？ アンケート調査しなくても結果だいたいわかるよ。」(指導者・男性・30・全国)、「設問のアンケートは役に立ちません。机上の付問です。」(指導者・男性・60・地方)のように露骨に反発を示している記述もあったし、そもそも半分以上の人が自由記述には何も書かなかったという事実もある。

確かに社会全体のセクハラ問題でも一部の人々が鈍感だったり無神経であったりするのだから、スポーツの場においても同様であって、それだけのことなのだろうか。その問題を中心に次にスポーツの場におけるセクハラの問題について考察する。

(4) 考察

まず指摘したいのは、スポーツの場では、指導者の指導に従うか、そのスポーツをやめるかという状況になりやすいことである。会社でもそういう状況は生じうるかもしれないが、社会人として選抜を迫られるのとは違って、中高生や若い少女には、まだ十分な判断力もないし、自らの状況を訴える方法も思いつけないのが通常だろう。例えば、次のような記述がある。

事例 83 女性選手に対するセクハラを実際聞いたことがあり、抗議し、男性コーチは今辞めています。しかし、女性指導者である私の目を盗み、また、生徒は男子の監督だから言えなかったとか。(エスカレートしてました) 同じ体育館で練習し、練習見ることに集中し、そういう事に遭ってるなんて思いもかけないし、疑うこともなかった。子どもたちに深い傷をおわせてしまったこと申し訳ないと思っていますが、高校生(今の)でこれ以上はセクハラだという気持ちが薄れている子もいます。早いうちに言えばいいのに、我慢して我慢できなくなってから言おうか言うまいかと迷っている。(指導者・無記名・60・地方)

(1) で紹介した事例 53 は高校の頃と推察され、その後のことが書かれていないので、抗議したり訴えたりまではしなかったように思われる。友人に「泣きながら」話すのが精一杯で、高校生であっても「許せない」で終わった可能性が高い。事例 54 に、「スポーツは『技術向上』『精神強化トレーニング』と言ってしまえば、ある程度は黙認されている。」という言葉があったように、指導を受けている以上は「我慢して」しまう構造が生じやすい。この構造に関しては、特に日本のスポーツ界に特徴的なものとして、次のような指摘があった。

事例 84 10 年ぐらい前までは、体罰などはスポーツの中で多くあった。日本のスポーツは、指導者を選べない学校体育中心のため、私物化した指導者が、成果を出しているが、日本のスポーツをダメにしていると感じている。よって、10 年前は暴力、セクハラは起きてもおかしくない状況にあった。最近は減ってきたものの、まだまだあると聞く！（指導者・男性・40・全国）

確かに日本のスポーツは「学校体育中心」である。それが「指導者を選べない」状況を生み、選手を「私物化」する考えに陥りやすいというのはわからないではない。だが、それでは民間のスポーツ施設ではどうか。自由記述には「アンケートを実施するということは、そういう事例が多くあるということか。民間のクラブではあり得ないこと、あれば指導者はクビ。」（指導者・男性・60・全国）という記述もあれば、「民間クラブ等によくある話ですが、指導者側からのハラスメント、受講者側のハラスメントが同様にありますが、指導者の立ち振舞いの注意、意識が重要に思われます！」（指導者・男性・50・全国）という記述もあって、「学校体育中心だから」と言い切れるかどうかは一概に言えないように思われる。ただ、「指導者を選べない」構造が、暴力やセクハラを生み出す土壌になっている可能性は高く、指導者を選ばず、しかもその指導者が次の引用にあるように「絶対的な存在」になってしまえば、その可能性はさらに高まるだろう。

事例 85 高校の部活の顧問の先生から、パワハラ&セクハラを受けているという相談を受けた事があります。部活内では、顧問は絶対的な存在で、選手は我慢するしかありません。選手も慢性的なハラスメントで感覚がおかしくなっています。しかし、学校内の事なので部外者はなにもできません。（指導者・男性・40・国際）

そういう空間が形成されてしまえば、選手も麻痺するし、指導者も麻痺してしまいかねない。文字通り「感覚がおかしくなって」しまうだろう。言うまでもなく、セクハラはスポーツ固有の問題ではなく、会社や学校をはじめ、社会全般で生じる問題である。だが、スポーツが常に指導する者と指導を受ける者という関係性の上になりたつものである以上、本来スポーツとは無縁のものだとは決して言えないし、むしろ特にセクハラが発生しやすい土壌を持つことになる。従って、そうならないための自省・自戒・自制を忘れてはならないはずである。その点を率直に綴っておられる記述を紹介する。

事例 86 自分も過去に女子選手を指導したことがあり、選手に対する接し方など悩んだことがあった。セクハラは、体験ないが、己に厳しくしてないと問題になることになる。対象選手が実力があり、スタイルや容姿が良いと目を奪われやすく、こちらの感情がその選手に何も感じないときは何の問題も起きないが、恋愛感情でももってしまうと、これは自分との戦いになることがあったのは事実である。指導者も人間、好きになることがあるが、相手が

その気無しでは指導者と言えども苦しむ事になり、感情のコントロールはかなり難しい。
しかし、決して一線を越えるようなことがあってはならないことは言うまでもないと思う。
(指導者・男性・60・都道府県)

「指導者も人間」である以上、「スタイルや容姿が良いと目を奪われやすく」なるのは自然な心情だろう。だが、自らが指導する側にいることを利用して、その心情を満たそうとすれば、セクハラ的行為への誘惑が生じるだろう。指導者も人間だが、もちろん“選手も人間”なのであって、その関係性では配慮を要求されるのは常に指導する側にある。それゆえ、指導する側は常に「己に厳しくして」、「感情のコントロール」を要求されることになるが、それが「自分との戦い」であり、「かなり難しい」ことだと述懐されている。

従って、(3)で指摘したように、一部の不心得者がスポーツ界を汚しているとか、社会があれこれ騒いでいることを純粋なスポーツ界に持ち込むなどか主張して、スポーツ界を神聖視したり、特殊化して美化したりする見方は逆に問題への対処を鈍らせると思われる。そうすることによって、セクハラという問題を無縁化して、スポーツの場こそセクハラが発生しやすい土壌を持つことに目をそらすことになるからである。

次に紹介する回答は、スポーツ界を神聖視されているわけではないが、それができない指導者は、指導者失格であり、即指導から離れるべきだと主張されている。

事例 87 ・セクハラ等は、自分の心に浮かんだような場合は、指導者として失格なのだと反省して、心の弱さを自分自身で解決できないときは即指導から離れるべきだと思う。

・指導空間として風通しのよい開かれた場を常に心がけることも重要なと思います。(指導者・男性・60・市区町村)

だが、「反省」する姿勢があり、「心の弱さ」を認める指導者ばかりとは限らない。それらに無自覚な指導者や、気づきながらも誘惑に乗ってしまう指導者がいて、それゆえに(1)であげたような事例が生じているという現実がある。そういう指導者は決して自ら指導から離れようとはしないだろうからである。それゆえ、「指導者の教育等、(指導方法、指導力等)研修の場を多く持たなければならぬと思います。」(指導者・男性・70・国際)もその通りだし、「権力を利用して個人の欲求のままに行動するのは指導者としての資質にかけているわけで、資格を与えないこと。起こした場合は資格を剥奪するべきである。」(指導者・男性・60・全国)も肯ける。

しかし、ここでは、事例 87 の「指導空間として風通しのよい開かれた場を常に心がけること」という言葉に着目しておきたい。スポーツの場がときとして閉鎖的な空間になってしまうところに問題の一つがあって、セクハラは多くの場合に密室性のもとで行われるからである。みんなの前で、それも周囲に他の指導者や親がいたりもするのに、平気で暴言を吐いたり、選手を膝の上に乗せたりする感性は論外だと思われるが、少なくとも選手を膝に乗せて平気な感性は多くの人の“批判のまなざし”

にさらされただろうし、その指導者がいくら鈍感でもやがてやめることになる可能性は高い。もっとも、暴力に関しては、そういう光景がまだスポーツの場で暴力容認の認識が共有されていることを示しているのは第3節(1)で指摘した通りである。だが、自由記述にはそういう無神経さを非難する記述が数多くあって、そこに“批判のまなさし”を感じることができる。現状ではその力はまだそれほど幅広いものでも強いものでもなさそうだが、それでも、そういう光景が他の人々の目にさらされることによって、やがてその批判のまなさし事態の改善に通じる可能性に期待したい。

「風通しのよい開かれた場」は、単に物理的な意味のみでの空間に留まらない。第3節(1)で指摘したように、「勝てば官軍」的に強いチームや選手を育てた指導者には嘴を入れられないという状況も同様である。そういう状況こそ、独善的な指導者が作り出す閉鎖的な空間を生み出しやすく、従って暴力やセクハラが生じる危険性があるという共通認識を上げていく必要があると思われる。それゆえ、自省・自戒・自制を伴う「風通しのよい開かれた場」を作っていくことが、セクハラを起こさせないためのポイントであると思われる。

第5節 最後に

まず、最初に述べたように、一般大学生を含む大学生を対象にした前回のセクハラ調査に比して、主に指導者を対象にして暴力とセクハラについて問うた今回の調査では、個々の文章量が圧倒的に多かったことを再確認しておきたい。一行程度の素っ気ない文章はほんの僅かで、ほとんどが何行にも及ぶ記述であって、そのことは一つ一つにそれだけ中味がある内容だったことを意味する。確かに「騒ぎすぎだ」という見解もあったにしても、回答者のほとんどが暴力やセクハラに代表されるハラスメントをスポーツの場における一つの問題として捉えている姿勢には共感を持って読み進めることができた。それは、前回調査では、多くの大学生がセクハラという言葉や概念そのものにまだ戸惑いや反発を感じている結果が出たのに対して、スポーツ指導者のほとんどがセクハラという概念そのものは認知している現実を感じさせた。「指導がしにくくなった」という戸惑いはあっても、注意しなければならぬ事柄だという認識はほぼ共有されていたと言えよう。

もっとも、わざわざ自由記述に回答する手間と時間をかけていただいた方々の認識であって、必ずしもスポーツ界における認識とは言えないことは押さえておきたく、本章でも“自由記述を読む限りでは”という言葉を何度か挿入することになった。それを念頭に置いて、スポーツの場における固有な問題としてセクハラはどのような状況にあり、どのような特殊性を持つかを幾つかの記述を紹介しながら考察しておきたい。

その前に断っておきたいのは、この調査が最初に紹介したような設問であったために、「暴力やセクハラ」という言葉にいわば条件反射的に「してはいけないこと」と反応されてしまって、その反応に続いて体験や意見が続いていたり、「でも、実際の指導では…」と続いていたりする回答が目立ったことである。つまり、“なぜスポーツの場でそれらが問題なのか”という認識の上にならざる記述が少なかった印象を受けた。無論、回答欄として設けられた枠はA4版用紙1枚であり、それに説明や「インタビュー調査へのご協力のおかげ」なども添えられていたから、実質的にはA4用紙半分強のスペ

一スしかなく、設問がそういう文言であった以上、これ以上は望むべくもないとも考える。だが、調査側の私たちは、スポーツの場こそこうした問題を生み出しやすい土壌を持ち、それゆえに敏感であればねならないだろうと考えているので、その点に温度差を感じざるをえなかったことを記しておきたい。

さて、スポーツが勝つ喜びや自らの技術の向上を大きな要素としていることはいうまでもない。だが、逆にそれに囚われることによって、スポーツが併せ持つ他の諸々の要素が殺されかねず、不健全な指導空間になりかねないことになる。このバランスをどうはかるかはスポーツが内包する問題であり続けているはずである。しかし、既に何度も指摘したように、勝利至上主義的な体質への言及が多く、前者に傾いてバランスを失っている声が多かった。「特にスポーツの世界においては勝利至上主義の余り、指導のあり方も加熱していることも実際に大会会場等で見受けられます。」(指導者・男性・60・全国)などの指摘だが、第3節(1)にあるように、それは少年スポーツにまで及んでいるという記述が気になった。

無論、学校体育やスポーツ少年団の多くが勝利至上主義に走っているというのでは決してない。自由記述を読む限りでは、一部にそういう傾向が見えるというに留まっている。むしろ、問題は次のような指摘であって、学校体育中心の現状を考える際に視野に入れておくべきだと思われた。事例 89 は既出の事例 32 の再掲だが、今回の調査で丁寧に回答いただいた代表のような記述でもあるので、その前後も含めて改めて引用させてもらった。

事例 88 競技によっては、暴力やセクハラと言われればそうともとれる状況は“ある”と考える。あまり細かくなりすぎると、指導者は指導できない部分もあるし、やる気もなくなる。日本における指導者は、ボランティア的な部分もかなり多く、その点を考えて、アンケート等を実施してほしい。確かに、やりすぎる指導はあるが、情熱のある指導者ほど選手と本気で向き合うことも理解してもらいたい。ほとんどの指導者は、選手に対して嫌がらせをしているのではなく、成長させ、強くさせたいと本気で考えていると思う。(指導者・男性・40・全国)

事例 89 現在のスポーツ界における選手に対するセクハラや暴力は、世間で考えられているより数多く起こっているように思います。私は、その原因の一つに、日本の文化でもあるクラブ活動自体に問題があるように感じています。日本の中学・高校には数多く私財を投じたり、休暇を取らずに子ども達にスポーツを指導している先生がいます。そして、私もまたその中の一人であります。公務員が指導者になった場合、選手と指導者の間には、指導料を発生させることができません。どれだけ優秀な指導者であってもそれは同じです。このような事態が選手を私物化する考えに至っている原因の一つではないでしょうか。事実、水泳競技においてはスイミングクラブが社会体育として発展しておりますが、その中では、皆無とは言えませんが学校ほど暴力やセクハラは起こっていないように思います。指導料が発生しないから得られるすばらしい人間関係もあることは否めません。そして指導料がな

いからあらゆる生徒にスポーツ活動を提供できるといった利点もあるでしょう。しかし、指導者と選手の関係が近くなりすぎるために起こっている現在の問題があることは確かな事実であるように考えます。そして、スポーツ界に経済の流れが滞っているのも、無料で指導している先生方の存在が関係しているようにも思います。現在の様々な日本のスポーツの在り方を正していかなければ、ここに取り上げられている倫理問題は解決しないように思われます。スポーツの社会的地位の向上のためこのようなアンケート調査は重要であり、全指導者が参加すべきであると考えています。これからもぜひ応援させていただきたいと思っております。(指導者・男性・40・全国)

確かに日本のスポーツ状況が、これらの事例が指摘するように、学校体育の先生方や少年スポーツ団のコーチたちの「ボランティア的な」指導に支えられているのもその通りであって、そうした現実を配慮せずに「指導者を選べない」状況を云々するわけにはいかない。

だが、だからといって「選手を私物化する考え」を容認できるわけではなく、それは回答者も同じ思いでいるのは文章から窺える。ただ、学校体育やスポーツ少年団が指導者たちのボランティア的な尽力に支えられている現実を認めた上で、暴力・暴言やセクハラなどのハラスメントが指導上必要なのかという問題は改めて問われなければならないだろう。厳しい指導と暴力・暴言にはやはり一線があり、指導の上で選手に触れる行為とセクハラ的な行為にも距離がある。そして、ほとんどの場合に、指導を受ける子どもや選手たちはその違いを敏感に嗅ぎ取っている。事例 62 で書かれているような「気に入らなければ、自分の思うようにならなければ、指導者の行動や言動をセクハラとして訴える女性」が皆無だとは言えないにしても、ほとんどの子どもたちや選手たちは指導者の意図を鋭く嗅ぎ分けていると考えるべきであって、それは、前回の女子学生対象の調査でも指摘された点である。そして、それゆえにこそ、子どもや選手たちは厳しい指導にもついていこうとするのだろう。

事例 88 の男性指導者が書いておられるように、「情熱のある指導者ほど選手と本気で向き合うこと」は理解したいと思うし、「ほとんどの指導者は、選手に対して嫌がらせをしているのではなく、成長させ、強くさせたいと本気で考えている」のもその通りだと思う。しかし、それが「やりすぎる指導」になればやはり問題だろう。その指導については具体的には書かれていないし「～すぎる」という言葉は常に否定のニュアンスを併せもつので、そうした揚げ足をとるつもりはないが、それが、殴る・蹴るといった暴力や、子どもの人格を否定するような暴言になったり、指導される子どもや選手が精神的な苦痛を感じるようなセクハラ行為にも無頓着な指導であったりすれば、いくら「選手と本気で向き合う」結果だとしても、許容されないだろうということである。そしてそれは、子どもや選手の人権を尊重しようということにすぎず、それ以上でも以下でもない。人権という言葉を使っただけの記述はわずか6部しかなかったが、そのうちの一つを紹介する。

事例 90 走り負けたといって試合後に走らせる指導者が今でもいることに、人権意識の低さと自身の指導力不足を垣間見ます。社会的な課題かもしれませんが、こども（子供ではない）を

一人の人間として人格を認めることを啓発していく必要があるでしょう。」(指導者・男性・50・全国)

人権という言葉は使わなくても、「相手の立場に立って、(相手が子供でも大人でも同じ)人間対等でやる事が必要。」(指導者・男性・50・都道府県)、「せめて“我が子”“自分がされていやなこと”は心して指導に当たるようにしたいと思っています。」(指導者・無記入・60・無記入)のように、指導を受ける側の身になって指導すべきとする意見は散見された。

繰り返し指摘してきたように、スポーツの場では、指導する者と指導を受ける者という関係において、どうしてもそこに一つの権力関係が生じてしまうのであって、指導者はそうした権力を自覚しておかないと、子どもたちや選手の人権に希薄になり、「我慢させてしまう」構造に陥りかねない。「権力」などという言葉は露骨すぎて、多くの指導者は認めたくないだろうし、それゆえに「信頼関係があれば」とか「選手への愛情があれば」という言葉が数多く見られた。だが、その信頼関係も対等なものではない。その指導を受けるか、そうでなければそのスポーツを断念して去るかという選択が常に内在する関係である。従って、スポーツ指導の場では一つの権力関係が発生しているというのは事実認識であって、指導者は好むと好まざるとにかかわらず受け入れざるをえぬものだと思われる。また、そうだからこそ、その権力を利用しての暴力やセクハラなどのハラスメントには卑劣さが漂うことになる。まして指導を受ける側が、いたいけな子どもであったり、指導を受けるためには「我慢せざるをえない」女性であったりすれば、それは許し難い卑劣さを感じられる。そうならないためには、子どもや選手たちの「人権」を尊重する必要がある、それは指導者が自らの権力を認識しておくのと裏表の関係にある。権力や人権という言葉にはすぐ反発を感じる人もいるし、そういう法律用語をスポーツの場にまで持ち込むなという声も聞こえてきそうだが、それは単に子どもたちや選手たちを「一人の人間としての人格を認める」ということにすぎず、「私物化」するような発想を許さないということにすぎない。そしてこうした認識があれば、先述の自省・自制を伴う「風通しのよい開かれた場」の形成へと通じていくと思われるし、事例 89 で書かれているような「指導料が発生しないから得られるすばらしい人間関係」にも発展していくのだろうと思われる。

幸いに、回答者の大半は、みんなの前で罵声を浴びせる指導者の姿に憤り、暴力や暴言でそのスポーツを離れてしまう少年たちを悲しみ、セクハラを受けて友人に涙ながらに話すことしかできない少女たちに悔しい思いをし、現状を何とか改善していきたいという思いに満ちていた。事例 89 にあるように「現在の様々な日本のスポーツの在り方を正していきたい」という思いを感じることができた。そうした思いをもっと広げ、暴力やセクハラに走りかねない指導者が自らを恥じるような精神風土を形成していくことが我々の共通の課題であるように思われる。